

医療安全管理指針

第1 目的

本指針は、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院（以下「当院」という。）における医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切に医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

第2 医療安全管理に関する基本的姿勢

安全で質の高い医療を提供することは、全ての医療従事者の責務であり、病院職員一人ひとりが、医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題として認識し、最大限の注意を払いながら日々の医療に従事しなければならない。

このような考えのもとに、病院における医療の安全管理及び医療事故防止の徹底を図る。

第3 医療安全に関する組織的取り組み

当院における安全管理に関する最高意思決定機関として、院内の各部門から独立した位置づけで医療安全管理委員会を置く。医療安全管理委員会の決定した方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理を実施する中心的な役割を担うために医療安全管理室を置く。日常の診療現場における安全管理は各部署のリスクマネージャー及び医療安全管理室が主導する。また、医療事故防止対策の推進を図るため、医療安全推進部会、転倒転落予防対策部会を設置し、さらに医療過誤に関する事例の検討を行うものとして医療事故対策委員会を設置する。

第4 医療安全に関する教育と啓発

医療安全の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底を図り、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全の質を向上させることを目的として医療安全管理のための研修会を実施する。

第5 医療事故防止対策

医療安全において過去の事例に学ぶものは多い。インシデント・アクシデント（以下「IA」という。）の原因究明は後のIA発生の抑制に資する。このためにもIA報告を推進し、情報の共有が不可欠である。IAの発生に際しては早期に情報を把握し、適切な方法を用いて周知し、職員全員で共有できるように対応する。

医療安全の推進に資するよう、IA報告について詳細な分析を行い、現場にフィードバックして注意を喚起する。個々の事例にも具体的な改善策を立案し実行するとともに、重要と思われる事例を選択して多職種からなる医療安全推進部会等で検討、さらに対策の実践、検証が必要な場合はワーキンググループにて活動する。組織横断的に事例の原因検索から改善策を実施するとともに、医療事故防止の周知徹底に努めることが重要である。

第6 医療事故への対応

当院における医療を通じて、患者に何らかの障害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、及び患者や家族に十分な説明と情報の提供を行う。さらに発生した事態が過失によるか否かの判断や、組織的に対応するために必要に応じ医療事故対策委員会を速やかに開催し、公正で客観的評価を行う。患者やその家族、さらには社会への責任を果たすよう努める。

第7 死亡事例への対応

医療安全管理者は、院内における全ての死亡および死産の確実な把握をする。

第8 患者と医療者のパートナーシップと患者相談

当院は、「患者さんと協働して、心のこもった、安全で質の高い医療を行う」ことを基本理念とする。患者にとって安全で質の高い医療を確保するためには、患者、家族も医療チームの一員として、医療の各場面で積極的な参加の協力を得るパートナーシップが不可欠であり、当院で定める「患者さんの権利に関する宣言とお願い」に基づいて、良好な関係を築くことが重要である。

患者に納得のいく医療を提供するために、患者相談窓口や意見箱等を設け、相談、意見、苦情等に率直に耳を傾け、適切な対応を行うとともに安全管理及び医療の質の改善に積極的に活用する。

また、患者が安心して医療を受けられるように本基本方針等を患者窓口等に掲げ、患者の閲覧に供する。

第9 医療安全対策地域連携の推進

他の医療機関と連携し、医療安全対策の評価の充実、推進を図ることを目的とする。

これまで医療機関ごとに行われていた医療安全対策について、医療機関同士で評価しあうことにより、客観的な評価ができ、病院全体の質の高い医療安全対策の強化を行う。また、医療機関同士の連携による地域における医療安全対策のさらなる推進に努める。

第10 医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルの作成、更新

医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルを作成・周知し、必要に応じて適宜見直しをする。